

平成30年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成30年4月13日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年4月13日（金）午後3時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後3時01分

閉会 午後4時37分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉（会長職務代理者）
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣（会長）
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午後3時01分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

・報告第1号 第4回運営委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 農地改良届

(4) 申請取下げ申請

(5) 申請許可状況

### 3. 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第5号 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画  
(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 3 時 0 1 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 19 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、2 番 宮原 正明 委員、3 番 高橋 郁夫 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 6 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第1号 第4回運営委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(18番 小嶋 幸吉 職務代理人、挙手)</p> <p>18番 小嶋 幸吉 職務代理人。</p>
議 長	<p>(第4回運営委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第1号 第4回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(高橋主査、挙手)</p> <p>高橋主査。</p>
高橋主査	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから4ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は26件、面積124,606.83㎡であります。解約理由は、整理番号140、148号は、自作するため、整理番号141から143号は、借人の都合によるため、整理番号144、146、149、154号は、第三者に所有権移転するため、整理番号145号は、賃貸人の都合によるため、整理番号151、162、163号は、法人解散のため、整理番号152、153号は、経営縮小のため、整理番号155から161号は、利用集積計画撤回による合意解約となっており、機構関連事業としての関口地区基盤整備事業によるものであります。整理番号164、165号は、所有者の都合によるためとなっております。</p>

	<p>次に2使用貸借契約合意解約は2件、面積24,262㎡であります。解約理由は、整理番号50号は自作するため、整理番号51号は第3者へ利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に3農地改良届は1件であります。場所は駒形町字東福寺森下90-1、地目は田、面積751㎡で、約30cmを盛土して有効利用度を高めるためとなっております。</p> <p>次に4申請取下げ申請が1件であります。取下げ理由は、譲渡人死亡のためとなっております。</p> <p>最後に5申請許可状況であります。先月の転用案件は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、3月23日付けで許可したことを報告いたします。以上であります。</p>
議 長	暫時休憩します。(午後3時12分)
議 長	再開します。(午後3時53分)
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「職員の任免について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高橋事務局長、挙手)</p> <p>高橋事務局長。</p>
高橋局長	<p>議案書5ページをご覧ください。議案第1号「職員の任免について」農業委員会等に関する法律第26条第3項に伴い次の者についての任免を要する。平成30年4月13日提出。</p> <p>3月31日付けで高橋班長が退職となりました。転出者は、古関主査が総務部総務課へ、加藤主査が総務部総務課秘書室へそれぞれ転出されました。転入者は教育部湯沢図書館から農地農務班に佐藤 雅仁班長、市</p>

	<p>民生活部市民課住民班から農地農務班に佐々木 真樹子主査が転入となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号「職員の任免について」質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第1号「職員の任免について」採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第1号「職員の任免について」任免することと致します。それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高橋主査挙手)</p> <p>高橋主査。</p> <p>(議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主査</p>	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成30年4月13日提出。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。3条使用貸借権設定は1件、面積2,939㎡であります、申請事由は親子間の経営移譲となっております。次に8ページから11ページをご覧ください。3条所有権移転は13件、面積34,421㎡であります。申請番号36、37、39から42号は、申請事由が経営拡張となっております。売買単価は、総会資料記載のとおりとなっております。申請番号38号は、小作地開放による贈与となっております。</p>

	申請番号 43 から 48 号は、代物弁済による所有権移転となっております。説明は以上であります。
議 長	事務局より代物弁済についての説明をお願いします。
	(高橋主査、挙手)
議 長	高橋主査。
高橋主査	代物弁済は、申請番号 43 から 48 号であります。登記簿には平成 22 年に、代物弁済による仮登記が設定されております。譲受人が実質所有者であり、所有権、耕作権は移動してなかったことから今回の申請となり、自分で耕作するとのことで、農機具所有を確認し申請を受理したものであります。
議 長	質疑を行います。何かご質問ございませんか。
1 2 番	代物弁済の価格はどれくらいか。
高橋主査	登記簿を確認しましたが、金額の記載はございません。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(賛成多数)
議 長	賛成多数。議案第 2 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。
	次に、議案第 3 号を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。



<p>議 長</p>	<p>(高橋主査、挙手)</p> <p>高橋主査。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>(議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。平成30年4月13日提出。</p> <p>議案書13ページから19ページをご覧ください。利用権設定の賃貸借権が25件、面積は129,393.05㎡で、使用貸借権が1件、面積は150㎡であります。新規の設定は21件、再設定が5件であります。また、整理番号639、641から644号は、今回の合意解約からの設定となっております。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第3号農業経営基盤強化促進法利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法所有権移転を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>

<p>議 長</p> <p>高橋主査</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>高橋主査</p>	<p>高橋主査。</p> <p>(議案第 3 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 20 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法所有権移転は 3 件、面積は 7,468 m<sup>2</sup>であります。申請事由はすべて経営拡張であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。また、整理番号 28 号は合意解約からの移転申請となっております。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上であります。</p> <p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 3 号農業経営基盤促進法所有権移転を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を、事務局より説明していただきます。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p> <p>高橋主査。</p> <p>(議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則</p>
---	--

第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成30年4月13日提出。

議案書22ページから28ページをご覧ください。配分計画は1件、面積が133,554㎡となっております。申請事由は中屋敷ファームの法人解散に伴いやまだアグリサービスが移転を受けるものです。配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料および計画の終期については、移転のため変更はなく総会資料記載のとおりであり、県の配分計画の決定公告は平成30年5月30日となっております。説明は以上であります。

議長 暫時休憩します。 (午後4時08分)

議長 再開します。 (午後4時24分)

議長 配分計画の質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長 それでは、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。議案第4号の配分計画を計画のとおり決定することと致します。

次に、議案第5号「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画(案)について」を議題とします。事務局より説明していただきます。

(高橋主査、挙手)

議長 高橋主査。

(議案第5号「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく

高橋主査

計画（案）について」、朗読説明)

議案第5号「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画（案）について」農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律112号）第5条第1項の規定に基づく実施計画書（案）について照会があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。平成30年4月13日提出。

議案書は本日訂正により配布した1枚ものの第5号議案の裏、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画案にかかる検討表」を、参考資料は3ページから実施計画による産業導入地区の区域や業種、規模、目標や確認事項が記載されており、23ページには産業導入地区の区域が記されています。

はじめに、この案件は、湯沢工業団地を拡張するために策定されている実施計画案に対して意見が求められています。通常、農地を農地以外の用途に供する場合は、はじめに農振農用地の除外手続きを行うところでもあります。しかし、岩崎地区のほ場は国営かんがい排水事業の受益地となっており、完了の公告から8年が経過していないため、農振農用地の除外手続きを行うことはできません。そのため、議案にあります実施計画において産業導入地区に位置付けられることにより、農振農用地の除外手続きへ進むことができます。また、実施計画は、農村地域に産業を導入するための「施設用地と農用地等との利用の調整」だけでなく、「農業従事者の就業の目標」や「農業構造の改善に関する目標」など、導入される産業だけでなく、農業と産業との均衡ある発展を図るものとしております。

今回の計画となっている区域の所在は、岩崎字二条28番から33番、53番から56番の10筆、面積は22,533㎡。湯沢インターから約4,400m、下湯沢駅から1,300mの湯沢工業団地東側に位置しております。

次に検討表（1）『産業導入地区の区域』ですが、過去に造成された工業団地等の活用されていない土地はないため、調整を要し、また、産業導入地区の区域について、湯沢農業振興計画における地番及び土地の用途区分と整合していることを確認しております。

次に（2）『導入すべき産業の業種及び規模』ですが、事業者の具体的なニーズや事業の見通しと照らし、必要最低限であること、また、事業者が立地を取りやめるおそれや立地後すぐに撤退するおそれが認められないことを前提とした計画となっていることから、現在地の拡張がやむを得ないものであることを確認しております。なお、産業導入地区への

立地を想定している事業所は、1986年に設立され、1988年に湯沢工業団地に移転しており、従業員数は羽後事業所を含め約950人で、現在も事業規模を拡大しているところです。

次に（3）『周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること』については、産業導入の用に供する施設を整備することにより、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用への支障が生じることがないように、従前と同様な機能を維持し、支障が生じないように、関係機関と十分協議していくことから、現在地の拡張がやむ得ないものであることを確認しております。なお、産業導入地区は、湯沢工業団地に隣接しておりますが、農地を分断していないため、農用地の集団化に支障はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用は可能であることも確認しております。

次に（4）『面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立または干拓）を実施し、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないこと』とありますが、8年を経過していない土地を含めないことに訂正をお願いします。これについては、当該地域は土地改良事業の受益地ではありますが、面的整備を施した農地ではないことから支障が生じないことを確認しております。

次に（5）『農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないこと』については、産業導入地区において、農地中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権が存続していないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定であることを公にされている農地ではないことが確認されております。

次に（6）その他ですが、確認にあたって土地改良事業担当部局である市農林課農地森林整備班に協議し、いずれも支障がない（やむを得ない）ものであることを確認しております。

最後に、産業導入地区の整備については、湯沢工業団地は12社の事業所が全て利用しており、その周辺においては、都市計画区域・用途指定区域や第3種農地で、この面積規模を確保することは難しいと考えます。


また、湯沢工業団地は公衆用道路を含めて249,913.5㎡で、産業導入地区の面積が22,533㎡であることから、拡張する面積は2分の1を超えないため、施行規則第35条第5項に該当するものと考えます。

加えて、産業導入地区への立地を想定している事業所は、平成34年度までの雇用期待従業員数は194人、農業従事者数の就業の目標は128人となっており、平成34年度の農家人口の見込み値11,412人に対して、

議 長	<p>1. 12%となっており、施行令第 10 条第 2 号イ 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当するものと考えます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>説明は以上であります。</p>
議 長	<p>実施計画書（案）について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>それでは、実施計画書（案）についての採決をお願い致します。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 5 号「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画（案）について」、異議ない旨の意見を付して市長に送付することに致します。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">（午後 4 時 3 7 分終了）</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成30年4月13日

議長 半田好廣 

署名委員 2番 宮原正明 

署名委員 3番 高橋郁夫 